

(証券コード 3407)

平成23年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号

旭化成株式会社

代表取締役 伊藤 一郎
取締役会長

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、株主総会の会日の前日（平成23年6月28日（火））午後5時までに到着しますようにご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、株主総会の会日の前日（平成23年6月28日（火））午後5時までにご行使ください（2頁をご参照ください。）。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 9階 ローズルーム

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第120期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

付議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告のV. 2. 会社の支配に関する基本方針」ならびに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ(<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/shoushu/120.html>)に掲載しておりますので、法令および定款第15条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載していません。

（次頁に続く）

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電力の供給事情により十分な空調ができない可能性もありますので、軽装でお越しください。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/shoushu/120.html>)において、掲載することによりお知らせいたします。
- 当社は、㈱ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます(ただし、一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません)。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって複数回数にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-186-417 (午前9時から午後9時)

<その他のご照会>

 0120-176-417 (平日午前9時から午後5時)

(報告事項に関する添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 事業の概況

1. 企業集団の事業の経過および成果

(1) 当期における我が国経済は、期前半においては、景気対策効果や新興国経済の回復による企業業績の改善を背景に、持ち直しの動きが見られました。しかし、期後半には、急激な円高の進行、エコカー補助終了による自動車販売の減少、北アフリカや中東の政情不安による原燃料価格の高騰、東日本大震災の発生など極めて厳しい情勢で推移し、先行きも不透明な状況にあります。

このような状況の中で、当社、連結子会社および持分法適用会社（以下「当社グループ」と呼びます。）の当期における連結業績は、ケミカル事業が製品市況の上昇および海外需要の拡大に伴い業績を大幅に伸ばしたことや、住宅事業やエレクトロニクス事業も好調に推移したことなどから、売上高は1兆5,984億円で前期比1,648億円の増収、営業利益は1,229億円で前期比653億円の増益、経常利益は1,182億円で前期比619億円の増益、当期純利益は603億円で前期比350億円の増益となりました。

当期の単独業績は、営業収益は290億円で前期比120億円の増収となり、営業利益は142億円で前期比110億円の増益となりました。また、経常利益は148億円で前期比101億円の増益となり、当期純利益は157億円で前期比92億円の増益となりました。

なお、東日本大震災により当社グループでは、旭化成建材㈱の境工場、ネオマフォーム工場、旭化成パワーデバイス㈱の石巻事業所、旭化成メタルズ㈱の友部工場などが被災しましたが、損害はいずれも軽微でした。

当社グループの業績は、次に掲げるとおりです。

① 当社グループの連結業績

区 分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b) - (a)
売 上 高	14,336 億円	15,984 億円	1,648 億円
営 業 利 益	576	1,229	653
経 常 利 益	564	1,182	619
当 期 純 利 益	253	603	350

当社グループの事業区分別の連結売上高および連結営業損益の内訳は、次に掲げるとおりです。

事業区分については、「ケミカル」「住宅」「医薬・医療」「繊維」「エレクトロニクス」「建材」の6つの報告セグメントとそれ以外の事業（「その他」）に区分しています。「その他」の区分は、従来の「サービス・エンジニアリング等」であり、プラントエンジニアリング、環境エンジニアリング、各種リサーチ・情報提供事業および人材派遣・紹介事業等を含んでいます。また、従来からの変更点は「サービス・エンジニアリング等」に含めていた一部の連結子会社の営業費用を「消去または全社」に含めて表示していることのみですが、この変更による影響は軽微です。

② 事業区分別連結売上高

事業区分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b)－(a)
ケミカル事業	6,221 億円	7,422 億円	1,201 億円
住宅事業	3,897	4,092	195
医薬・医療事業	1,132	1,164	32
繊維事業	1,012	1,088	76
エレクトロニクス事業	1,427	1,583	156
建材事業	470	474	4
その他	176	160	△16
合計	14,336	15,984	1,648

③ 事業区分別連結営業損益

事業区分	前期 (a)	当期 (b)	増減額 (b)－(a)
ケミカル事業	261 億円	644 億円	383 億円
住宅事業	253	365	111
医薬・医療事業	40	70	30
繊維事業	△28	42	70
エレクトロニクス事業	72	143	70
建材事業	12	21	9
その他	18	17	△1
消去または全社	△53	△72	△19
合計	576	1,229	653

(2)次に、当社グループの事業区分別の事業状況についてご説明します。

<ケミカル事業>

売上高は7,422億円で前期比1,201億円の増収となり、営業利益は644億円で前期比383億円の増益となりました。

石化・モノマー系事業は、アクリロニトリルやアジピン酸などが好調なアジア需要に支えられ、市況も高水準で推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

ポリマー系事業は、自動車や家電向けの需要回復により販売数量が増加したことなどから、業績は前期を上回りました。

高付加価値系事業は、「サララップ™」などの消費材事業や添加剤事業、コーティング事業などが堅調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、昨年10月に、シンガポールにおける省燃費型高性能タイヤ向けの溶液重合法スチレンブタジエンゴムの工場の新設を決定し、本年1月には、韓国においてアクリロニトリルの生産能力の増強を決定しました。

また、本年2月には、三菱化学株式会社と旭化成ケミカルズ(株)の岡山県水島地区における両社エチレンセンターの統合、一体運営のため、両社共同出資による西日本エチレン有限責任事業組合の設立を決定し、本年4月より運営を開始しました。

<住宅事業>

売上高は4,092億円で前期比195億円の増収となり、営業利益は365億円で前期比111億円の増益となりました。なお、当期の建築請負事業の受注実績については、前期比477億円増加し3,545億円となりました。

建築請負・分譲事業は、好調な受注実績を反映し、戸建住宅「ヘーベルハウス™」や集合住宅「ヘーベルメゾン™」の引渡戸数が増加したことなどから、業績は前期を上回りました。

住宅周辺事業は、住宅ローン事業が「フラット35」の利用増加による自社証券化ローン利用減少の影響を受けましたが、リフォーム事業や不動産事業が堅調に推移したことなどから、業績は前期並となりました。

なお、昨年5月に、自立しながら交流と協力を促す二世帯住宅「i_co_i™（イコイ）」、昨年11月に、都市型3階建ての住まい「ヘーベルハウス™ FREX monado（フレックス モナド）」を発売しました。

<医薬・医療事業>

売上高は1,164億円で前期比32億円の増収となり、営業利益は70億円で前期比30億円の増益となりました。

医薬事業は、血液凝固阻止剤「リコモジュリン™」が業績を大幅に伸ばし、薬価改定の影響を受けた排尿障害改善剤「フリバス™」なども販売数量が増加したことから、業績は前期を上回りました。

医療事業は、各製品が円高の影響を強く受けたものの、ポリスルホン膜人工腎臓「APS™」やアフェレシス関連機器などの販売数量が増加したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、医薬事業では、昨年10月に、骨粗鬆症治療薬「テリボン™」（一般名：テリパラチド酢酸塩）の製造販売承認申請を行いました。

また、医療事業では、昨年9月に、大分県大分市においてアフェレシス関連機器の工場が竣工しました。

<繊維事業>

売上高は1,088億円で前期比76億円の増収となり、営業利益は42億円で前期比70億円の増益となりました。

繊維事業は各事業で円高や原燃料価格高騰の影響を受けたものの、再生セルロース繊維「ベンベルグ™」はアウターやインナーなどの非裏地分野で販売数量が大幅に増加し、業績は前期を上回りました。

ポリウレタン弾性繊維「ロイカ™」は機能系の拡販により、また不織布事業はオムツ用途向け、ナイロン66繊維「レオナ™」は自動車資材用途向けが好調に推移したことなどから、いずれの事業においても業績は前期を上回りました。

なお、本年2月に、タイにおける紙オムツなどの衛生材料向けспанボン不織布の製造販売会社の設立を決定しました。

<エレクトロニクス事業>

売上高は1,583億円で前期比156億円の増収となり、営業利益は143億円で前期比70億円の増益となりました。

電子部品系事業は、円高の影響を強く受けたものの、海外向けを中心に、スマートフォンをはじめとする携帯端末向けLSIの販売数量が増加し、業績は前期を上回りました。

電子材料系事業は、リチウムイオン二次電池用セパレータ「ハイポア™」を中心に販売数量が増加しましたが、価格の下落や原燃料価格高騰の影響により、業績は前期をわずかに下回りました。

なお、昨年10月および本年3月に、宮崎県日向市における「ハイポア™」の生産能力の増強を決定しました。

また、昨年10月に、半導体用途向けのArF露光対応ペリクルを上市し、さらに宮崎県延岡市における生産能力を増強しました。

<建材事業>

売上高は474億円で前期比4億円の増収となり、営業利益は21億円で前期比9億円の増益となりました。

住建事業は、固定費削減の効果があったものの、軽量気泡コンクリート「ヘーベル™」の販売数量が減少したことなどから、業績は前期を下回りました。

基礎事業は、中小型パイル工法「EAZET™」や「ATTコラム™」の新規用途が好調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

断熱材事業は、住宅エコポイントなどの政策を背景にフェノールフォーム断熱材「ネオマ™フォーム」の販売数量が大幅に増加したことなどにより、業績は前期を上回りました。

構造資材事業は、露出型弾性固定柱脚工法「ベースバック™」などの販売数量が増加したことなどにより、業績は前期を上回りました。

なお、昨年10月に、木造住宅用の床専用充填断熱材「Jupii™（ジュピー）」の販売を開始しました。

<その他>

売上高は160億円で前期比16億円の減収となり、営業利益は17億円で前期比1億円の減益となりました。

<新規事業・研究開発>

当社グループの当期の研究開発費は623億円で、前期比6億円の減少となりました。

当社グループでは、当社の研究開発部門がグループの成長を担う新規事業の創出につながる研究開発・事業開発を行い、各事業会社の研究開発部門においては、それぞれの事業展開に必要な研究開発と、既存事業周辺領域での新事業開発を行っています。

当社では、本年4月にスタートした中期経営計画で成長戦略の重点分野と定めた環境・エネルギー、住・くらし、医療関連分野に、積極的に資源を投入して新規事業開発、研究開発を進めていきます。

これらの分野で新規事業創出を強力に推進していくために、当社にグループ横断的な体制で「“これから”プロジェクト」を設置し、システム型・融合型の新事業の創出を目指していきます。

また、当社の研究開発体制を見直し、新たに静岡県富士市に先端技術研究所を発足させ、将来のさらなる成長を見据えた研究開発の強化を図っています。

(3) 当社グループの当期の設備投資の総額は660億円で、当期に完成または建設中の主要設備は、次に掲げるとおりです。

① 当期完成

- ・アフェレシス（血液浄化療法）関連機器工場の新設 [医薬・医療事業]

- ・ウイルス除去フィルター「プラノバ™」大分工場の新設〔医薬・医療事業〕
 - ・リチウムイオン二次電池用セパレータ「ハイポア™」日向工場の新設〔エレクトロニクス事業〕
- ② 当期建設中
- ・バイオマス発電設備の新設〔ケミカル事業〕
 - ・基盤材料研究所の新設〔医薬・医療事業〕
 - ・リチウムイオン二次電池用セパレータ「ハイポア™」製造設備の能力増強〔エレクトロニクス事業〕

(4) 当期の資金調達については、当社グループは、新規の資金調達を借入およびコマーシャル・ペーパーの発行で総額1,242億円実施しました。また、借入金およびリース債務の返済ならびにコマーシャル・ペーパーの償還を総額1,359億円実施しました。

(注) 上記の記載金額は、億円未満を四捨五入して、億円単位で表示しています。

2. 企業集団が対処すべき課題

我が国経済は、東日本大震災の発生により甚大な影響を受けています。当社グループでは、人的被害や大きな設備的被害はありませんでしたが、原材料調達から製造、物流、販売に至るまでのサプライチェーンにおいて一部障害が生じており、完全に正常化するには相当な期間がかかるものと予想しています。また、原子力発電所事故による混乱や、電力使用制限の影響なども十分留意する必要があると認識しています。当社グループではこれらの課題に対して、関係先と十分連携を取りながらグループをあげて対処していきます。

一方、世界経済は、引き続き新興国を中心とした経済成長が予想されます。これに起因する資源価格の高騰の問題や、地球環境問題への対応、高齢化や所得水準の向上を背景とした健康・安全への要求などは今後も継続するものと予想しています。

このような中で、当社グループは、「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献する」というグループ理念のもと、地球環境や社会との調和を目指した事業運営を徹底し、企業の社会的責任を果たすことにより、持続的な成長を目指しています。

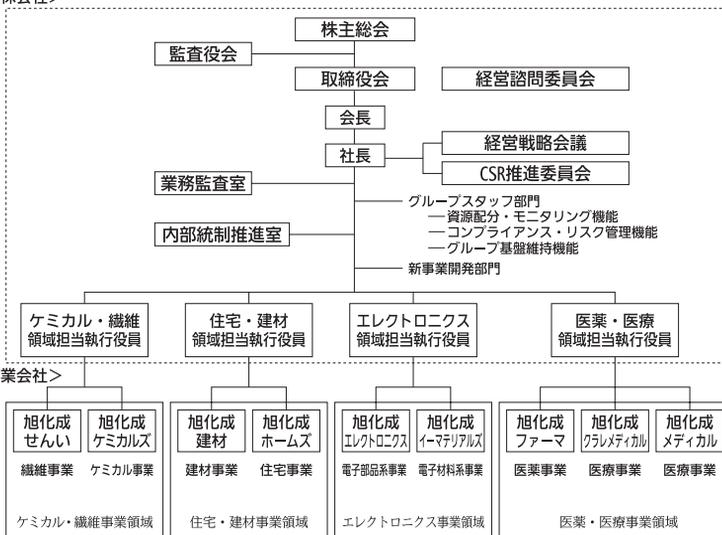
具体的には、当社グループは平成27年度を最終年度とする新たな中期経営計画を策定し、「健康で快適な生活」「環境との共生」の実現をグループビジョンとし、グループをあげて「昨日まで世界になかったものを」提供することを目指します。そのために従来から進めている、グローバルで競争優位にある事業の展開を加速することに加え、「健康で快適な生活」「環境との共生」の視点から、環境・エネルギー、住・くらし、医療関連分野の拡大を進めます。

当社グループを取り巻く環境は、先行き不透明ではありますが、当社グループはグループ理念、グループビジョンをしっかりと軸として持ち、誠実に行動し、挑戦し、新たな価値を創造していくことで、世の中に貢献していきます。

株主各位におかれましては、従来と変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<グループ経営体制>

<持株会社>



3. 企業集団の業績および財産の状況の推移

区分	単位	平成19年度 (第117期)	平成20年度 (第118期)	平成21年度 (第119期)	平成22年度 (第120期) 当期
売上高	億円	16,968	15,531	14,336	15,984
営業利益	億円	1,277	350	576	1,229
経常利益	億円	1,205	325	564	1,182
当期純利益	億円	699	47	253	603
1株当たり当期純利益	円	50.01	3.39	18.08	43.11
総資産	億円	14,254	13,793	13,689	14,259
純資産	億円	6,742	6,114	6,447	6,756
1株当たり純資産	円	476.39	431.77	452.91	474.59

(注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、億円未満を四捨五入して、億円単位で表示しています。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

3. 第117期においては、ケミカル事業、繊維事業が売上を伸ばしたことから売上高は前期に比し増加しましたが、住宅事業や建材事業の業績が前期を下回ったことなどから、営業利益、経常利益は前期に比し減少しました。また、税金費用が減少したことなどから、当期純利益および1株当たり当期純利益は前期に比し増加しました。

4. 第118期においては、ケミカル事業、繊維事業およびエレクトロニクス事業が市場環境悪化の影響を強く受けたことなどから、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益が前期に比し減少しました。

5. 第119期においては、ケミカル事業や住宅事業の売上が減少したことなどから、売上高は前期に比し減少しましたが、交易条件が大幅に改善したケミカル事業やコストダウンに努めた住宅事業が業績を伸ばしたことから、営業利益、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益が前期に比し増加しました。
6. 第120期においては、ケミカル事業が製品市況の上昇や海外需要の拡大に伴い、大幅に業績を伸ばしたことや、住宅事業、繊維事業およびエレクトロニクス事業の業績も前期を上回ったことなどから、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益が前期に比し増加しました。

II. 会社の概況

(平成23年3月31日現在)

1. 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要な製品・事業
ケミカル事業	<p><石化・モノマー系事業> アンモニア、硝酸、カ性ソーダ、アクリロニトリル、スチレンモノマー、アジピン酸、MMAモノマー、アクリル樹脂など</p> <p><ポリマー系事業> スチレン系樹脂「スタイラック™-AS」・「スタイラック™-ABS」、ポリアセタール樹脂「テナック™」、変性PPE樹脂「ザイロン™」、ナイロン66樹脂「レオナ™」、ポリエチレン「サンテック™」、合成ゴム、ポリスチレンなど</p> <p><高付加価値系事業> 塗料原料、ラテックス、医薬・食品用添加剤「セオラス™」、火薬類、金属加工品、中空糸ろ過膜「マイクローザ™-UF」・「マイクローザ™-MF」、イオン交換膜法電解装置、「サランラップ™」、「ジップロック™」、各種フィルム・シート、発泡体など</p>
住宅事業	<p>「ヘーベルハウス™」、「ヘーベルメゾン™」、マンション事業、都市開発事業、リフォーム事業、不動産流通事業、住宅ローン事業など</p>
医薬・医療事業	<p><医薬事業> 医療用医薬品（「リコモジュリン™」、「エルシトニン™」、「フリバスタ™」、「トレドミン™」、「プレディニン™」など）、診断薬「ルシカ™ GA-L」、流動食「Lシリーズ」など</p> <p><医療事業> ポリスルホン膜人工腎臓「APS™」、アフエレシス（血液浄化療法）関連機器、ウイルス除去フィルター「プラノバ™」、白血球除去フィルター「セパセル™」など</p>
繊維事業	<p>ポリウレタン弾性繊維「ロイカ™」、再生セルロース繊維「ベンベルグ™」、スパンボンド「エルタス™」・人工皮革「ラムース™」などの不織布、ナイロン66繊維「レオナ™」など</p>

事業区分	主要な製品・事業
エレクトロニクス事業	<p><電子部品系事業> ミックスドシグナルLSI、ホール素子など</p> <p><電子材料系事業> リチウムイオン二次電池用セパレータ「ハイポア™」、フォトマスク防塵保護膜ベリクル、感光性樹脂・製版システム「APR™」、感光性ポリイミド樹脂「パイメル™」、感光性ドライフィルムレジスト「サンフォート™」、プリント基板用ガラスクロスなど</p>
建材事業	<p>軽量気泡コンクリート「ヘーベル™」、フェノールフォーム断熱材「ネオマ™フォーム」、パイル、鉄骨構造用資材など</p>
その他	<p>エンジニアリング事業、各種リサーチ・情報提供事業、人材派遣・紹介事業など</p>

2. 企業集団の主要な営業所、工場および研究所

事業区分	名称および所在地	
当 社	営業所	大阪本社（大阪府）、東京本社（東京都）、延岡支社（宮崎県）、富士支社（静岡県）、守山支社（滋賀県）
	研究所	研究開発センター・基盤技術研究所・吉野研究室（静岡県）、情報技術研究所（神奈川県）
ケミカル事業	営業所	旭化成ケミカルズ㈱（東京都）
	工場	川崎製造所（神奈川県、千葉県）、鈴鹿事業場（三重県）、マイクロザ工場（静岡県）、和歌山工場（和歌山県）、水島製造所（岡山県）、筑紫野工場（福岡県）、大分工場（大分県）、愛宕事業場・レオナ樹脂・原料工場・日向化学品工場・セオラス製造部（宮崎県）、山陽石油化学㈱（岡山県）、旭化成分離膜装置（杭州）有限公司・旭化成精細化工（南通）有限公司（中国）、東西石油化学㈱（韓国）、旭化成プラスチックシンガポール（シンガポール）、旭化成プラスチックスノーアメリカ（米国）、旭化成プラスチックタイランド（タイ）
	研究所	モノマー・触媒研究所・化学・プロセス研究所（岡山県）、樹脂総合研究所（神奈川県）
住宅事業	営業所	旭化成ホームズ㈱（東京都） 旭化成リフォーム㈱（東京都） 旭化成不動産㈱（東京都）
	研究所	住宅総合技術研究所（静岡県）、くらしノバージョン研究所（東京都）

事業区分	名称および所在地	
医薬・医療事業	営業所	旭化成ファーマ(株) (東京都) 旭化成クラレメディカル(株) (東京都) 旭化成メディカル(株) (東京都)
	工場	大仁医薬工場・富士医薬工場 (静岡県)、名古屋医薬工場 (愛知県)、恒富工場・岡富工場・E V工場・プラノバ工場 (宮崎県)、人工腎臓工場・アフェレシス工場・セパセル工場 (大分県)、旭化成医療機器 (杭州) 有限公司 (中国)
	研究所	医薬研究センター (静岡県)、医療製品開発本部 (東京都、大分県、静岡県)
繊維事業	営業所	旭化成せんい(株) (大阪府)
	工場	ロイカ工場・スパンボンド工場 (滋賀県)、ベンベルグ工場・不織布工場・レオナ繊維工場・旭化成エルタス(株) (宮崎県)、杭州旭化成アンロン有限公司 (中国)、タイ旭化成スパンデックス (タイ)、台塑旭弾性繊維股份有限公司 (台湾)、旭化成スパンデックス・アメリカ (米国)、旭化成スパンデックス・ヨーロッパ (ドイツ)
	研究所	研究開発センター (滋賀県、宮崎県)
エレクトロニクス事業	営業所	旭化成エレクトロニクス(株) (東京都) 旭化成イーマテリアルズ(株) (東京都)
	工場	電子材料工場・基板材料工場・感光材工場・旭化成電子(株)富士事業所 (静岡県)、ハイポア工場・旭シューエーベル(株)守山工場 (滋賀県)、ハイポア日向工場・旭化成マイクロシステム(株)延岡事業所・旭化成電子(株)延岡事業所 (宮崎県)、旭化成電子材料 (蘇州) 有限公司 (中国)、旭シューエーベル台湾 (台湾)
	研究所	研究開発センター (神奈川県、静岡県)、設計開発センター (神奈川県)、プロセス技術開発センター (宮崎県、静岡県)、新事業開発総部 (静岡県)
建材事業	営業所	旭化成建材(株) (東京都)
	工場	境工場・ネオマフォーム工場 (茨城県)、穂積工場 (岐阜県)、岩国工場 (山口県)
	研究所	建材研究所 (茨城県)
その他	営業所	(株)旭リサーチセンター (東京都) 旭化成エンジニアリング(株) (大阪府) 旭化成アミダス(株) (東京都)

(注) 上記の子会社等の営業所については、本店所在地を記載しています。

3. 企業集団の使用人の状況

事業区分	項目	使用人数	前期末比増減
持株会社		824 名	31 名
ケミカル事業		6,463	54
住宅事業		4,938	△57
医薬・医療事業		4,477	65
繊維事業		2,557	△66
エレクトロニクス事業		3,779	△18
建材事業		1,031	△95
その他		947	17
	計	25,016	△69

(注) 持株会社には、旭ファイナンス(株)の人数を含めております。

4. 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	36,382 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	30,937
農林中央金庫	26,700
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,798
株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)	7,738
株式会社日本政策投資銀行	7,451

(注) 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な子会社等の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ケミカル事業	旭化成ケミカルズ(株)	3,000 百万円	100.0 %	石油化学製品、機能製品などの製造、販売
	山陽石油化学(株) ^{※1}	2,000	100.0	石油化学原料の製造、販売
	旭化成パックス(株) ^{※1}	490	100.0	合成樹脂製品の製造、加工、販売
	日本エラストマー(株) ^{※1}	1,000	75.0	合成ゴムの製造、販売
	P S ジャパン(株) ^{※1}	5,000	62.1	ポリスチレンの製造、販売
	東西石油化学(株)	50,642 百万ウォン	100.0	アクリロニトリル、青化ソードなどの製造、販売
	Asahi Kasei Plastics Singapore Pte. Ltd. ^{※1}	46,000 千米ドル	100.0	機能樹脂の製造、販売
	Asahikasei Plastics (America) Inc. ^{※1}	31,955 千米ドル ^{※2}	100.0	樹脂コンパウンドの製造・販売会社の持株会社

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ケミカル事業	旭化成精細化工(南通)有限公司※ ₁	149百万円	100.0%	HD I系ポリイソシアネートの製造、販売
	旭化成分離膜装置(杭州)有限公司※ ₁	69百万円	100.0	高分子中空糸膜の組立、販売
	PTT Asahi Chemical Co., Ltd. ※ ₁	13,554百万円	48.5	アクリロニトリル、MMAモノマーなどの製造、販売
住宅事業	旭化成ホームズ(株)	3,250百万円	100.0	住宅の設計、施工および販売
	旭化成住工(株)※ ₃	2,820	100.0	住宅用鉄骨部材などの製造、販売
	旭化成モーゲージ(株)※ ₃	1,000	100.0	金融サービス
	旭化成リフォーム(株)※ ₃	250	100.0	住宅の防水、外装のリフォーム、増改築
	旭化成不動産(株)※ ₃	200	100.0	不動産の賃貸管理、売買仲介、販売代理
	旭化成住宅建設(株)※ ₃	100	100.0	住宅の施工
医薬・医療事業	旭化成ファーマ(株)	3,000	100.0	医薬品の製造、販売
	旭化成クラレメディカル(株)	800	93.0	人工腎臓その他医療機器の製造、販売
	旭化成メディカル(株)	200	100.0	医療機器の製造、販売
	Asahi Kasei Bioprocess, Inc. ※ ₄	30,000千米ドル	100.0	バイオプロセス装置の製造、販売
	旭化成医療機器(杭州)有限公司※ ₅	163百万円	93.0	人工腎臓の組立
繊維事業	旭化成せんい(株)	3,000百万円	100.0	繊維製品の製造、販売
	Asahi Kasei Spandex America, Inc. ※ ₆	55,284千米ドル※ ₂	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	Asahi Kasei Spandex Europe GmbH ※ ₆	19,600千ユーロ※ ₂	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	杭州旭化成アンロン有限公司※ ₆	154百万円	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	杭州旭化成紡織有限公司※ ₆	78百万円	82.5	ポリウレタン弾性繊維の経編生地の編立、染色
	Thai Asahi Kasei Spandex Co., Ltd. ※ ₆	1,350百万円	60.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エレクトロニクス事業	旭化成エレクトロニクス㈱	3,000 ^{百万円}	100.0%	電子部品の設計、販売
	旭化成イーマテリアルズ㈱	3,000	100.0	電子材料の製造、販売
	旭化成電子材料(蘇州)有限公司 ^{※7}	181 ^{百万円}	100.0	電子材料の製造、販売
	Asahi-Schwebel (Taiwan) Co., Ltd. ^{※7}	326 ^{百万台湾ドル}	51.0	ガラス繊維織物の製造、販売
建材事業	旭化成建材㈱	3,000 ^{百万円}	100.0	建築・土木資材の製造、販売
その他	㈱旭リサーチセンター	1,000	100.0	情報収集、調査、出版、コンサルティング業
	旭化成エンジニアリング㈱	400	100.0	機器、装置、土木、建築に関する設計、施工、販売および修繕
	旭化成アマダス㈱	80	100.0	人材派遣・紹介業
	旭有機材工業㈱ ^{※8}	5,000	30.1	合成樹脂および化学製品の製造、加工、販売

- (注) 1. ※1の会社については、旭化成ケミカルズ㈱を通じて間接所有しているものです。
2. ※2の資本金は、資本準備金を含んでいます。
3. ※3の会社については、旭化成ホームズ㈱を通じて間接所有しているものです。
4. ※4の会社については、旭化成メディカル㈱を通じて間接所有しているものです。
5. ※5の会社については、旭化成クラレメディカル㈱を通じて間接所有しているものです。
6. ※6の会社については、旭化成せんい㈱を通じて間接所有しているものです。
7. ※7の会社については、旭化成イーマテリアルズ㈱を通じて間接所有しているものです。
8. ※8の会社については、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が改正され、当期よりマネジメント・アプローチの考え方が適用となったため、昨年4月1日付で「ケミカル事業」から「その他」へ変更になりました。

なお、上記(1)に記載した重要な子会社等を含め、当期の連結子会社は101社、持分法適用会社は49社です。

(2) 重要な子会社等の統合、再編

昨年4月1日付で、PTT Asahi Chemical Co., Ltd. は当社の持分法適用会社となりました。

6. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,402,616,332株 (自己株式4,420,688株を含む)
(3) 株主数 116,237名 (前期末比12,994名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	92,721千株	6.63 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79,207	5.67
日本生命保険相互会社	73,000	5.22
旭化成グループ従業員持株会	45,460	3.25
株式会社三井住友銀行	35,404	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	25,658	1.84
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	24,737	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	21,811	1.56
株式会社みずほコーポレート銀行	20,269	1.45
住友生命保険相互会社	19,517	1.40

(注) 持株比率については、自己株式を除いて算出しています。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	伊藤 一郎		アサヒビール株式会社 取締役
代表取締役 取締役社長	藤原 健嗣	社長執行役員	
取 締 役	稲田 勉	常務執行役員 研究開発担当	
取 締 役	藤原 孝二	常務執行役員 経営戦略・経理財務、内部統制担当	
取 締 役	水野 雄氏	常務執行役員 総務・法務、コンプライアンス担当	
取 締 役	水永 正憲	常務執行役員 人財・労務担当、コンプライアンス担当補佐	
取 締 役	瀬戸 雄三		
取 締 役	児玉 幸治		H O Y A株式会社 取締役 株式会社よみうりランド 監査役 株式会社東京ドーム 監査役 財団法人機械システム振興協会 会長
取 締 役	池田 守男		株式会社小松製作所 取締役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役 株式会社ワコールホールディングス 取締役 株式会社資生堂 相談役

地位	氏名	担 当	重要な兼職の状況
常勤監査役	土屋 友二		
常勤監査役	中前 憲二		
監 査 役	手塚 一男		キリンホールディングス株式会社 監査役 株式会社プラザクリエイト 監査役 弁護士
監 査 役	青木 雄二		公認会計士

- (注) 1. 取締役稲田勉氏、藤原孝二氏および水永正憲氏は、平成22年6月29日開催の第119期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役瀬戸雄三氏は、株式会社帝国ホテル取締役の職を兼務していましたが、平成22年6月24日付で同職を退任しました。
3. 取締役瀬戸雄三氏、児玉幸治氏および池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、金融商品取引所の定める独立役員であります。
4. 監査役手塚一男氏および青木雄二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、金融商品取引所の定める独立役員であります。
5. 監査役青木雄二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

なお、平成22年9月14日に逝去した山口信夫氏の状況は次の通りです。

地位	氏名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役名誉会長	山口 信夫		アサヒビール株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役 株式会社商工組合中央金庫 取締役 株式会社読売新聞グループ本社 監査役

2. 取締役および監査役の報酬等に係る事項

(1) 当事業年度における取締役および監査役に支払った報酬等の額

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	13	319	4	87	17	406
(うち社外役員)	3	36	2	24		
株主総会決議に基づく退職慰労金	3	200	—	—	3	200
計		520		87		606

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、年額 5 億円以内です（平成18年 6月29日開催の第115期定時株主総会にて決議されました。）。
2. 監査役の報酬限度額は、年額 1 億5,000万円以内です（平成18年 6月29日開催の第115期定時株主総会にて決議されました。）。
3. 平成23年 3月31日現在の役員数は、取締役 9名（うち社外取締役 3名）、監査役 4名（うち社外監査役 2名）です。
4. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

上記のほか、平成22年 9月14日に逝去した取締役 1名および第120期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任する 1名の監査役に、同定時株主総会の決議により退職慰労金を贈呈する予定です。贈呈についての決議が行われていませんので、贈呈額については第121期の事業報告に記載します。

当期は、役員退職慰労引当金89百万円を引き当てました。なお、平成23年 3月31日現在の役員退職慰労引当金の総額は、貸借対照表記載のとおりです。社外取締役・社外監査役に対する退職慰労金はありません。

(2) 役員報酬等の決定方針

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で下記の方針に基づき決定しています。

取締役報酬の額については、当該対象期間の当社グループの連結業績および当社の業績に、各取締役個人の業績を加味して決定しています。監査役報酬については、監査役との協議により決定しています。

また、退職慰労金については、株主総会において贈呈の決議を得た後、支給内規に従って具体的金額を算定し、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役との協議でそれぞれ金額を決定しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

氏名	当期における主な活動状況
瀬戸 雄三	当期開催された取締役会17回のうち17回に出席しました。経営者としての見識に基づき、主に会社経営の見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
児玉 幸治	当期開催された取締役会17回のうち16回に出席しました。実業界に対する幅広い見識に基づき、主に会社経営の見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
池田 守男	当期開催された取締役会17回のうち17回に出席しました。経営者としての見識に基づき、主に会社経営の見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- 「取締役および監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- 瀬戸雄三氏、児玉幸治氏および池田守男氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(2) 社外監査役

氏名	当期における主な活動状況
手塚 一男	当期開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会12回のうち12回に、それぞれ出席しました。弁護士としての見識に基づき、主に法的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
青木 雄二	当期開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会12回のうち12回に、それぞれ出席しました。公認会計士としての見識に基づき、主に財務および会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

1. 「取締役および監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 手塚一男氏および青木雄二氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

IV. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あらた監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

あらた監査法人 150百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

あらた監査法人 305百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別することができないため、上記の金額には合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準に関連した会計アドバイザー・サービス費用などを支払っています。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
4. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役に請求し、取締役会が審議します。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ③ 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
- ④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じて、取締役の職務執行の監査を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
- ② 経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部場で作成し、適切に保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理基本規程を定め、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にしている。なお、リスク管理を所掌する組織として、リスク管理委員会およびリスク対策室を設置している。
- ② グループ決裁権限規程により、当社の取締役会・経営戦略会議での決裁事項および事業会社での決裁事項を定めている。
- ③ 取締役会、経営戦略会議およびその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員および経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- ④ レスポンシブル・ケア、コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部場において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している（注：レスポンシブル・ケアとは、環境安全、保安防災、製品安全、労働安全衛生・健康への対応をいう）。

- ⑤ 内部統制管理規程を定め、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全という内部統制の目的を明らかにするとともに、内部統制に関わる権限と義務を定めている。
- また、内部統制に係る活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とし内部統制推進室を設置している。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
 - ② 経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、グループ決裁権限規程に定められた決裁事項の決定を行っている。
 - ③ 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されている。
 - ④ 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に取締役提供している。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 企業倫理に関する方針・行動基準を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
 - ② 企業の社会的責任を果たすために代表取締役社長兼社長執行役員（以下「社長」という。）を委員長とするCSR推進委員会を設け、その中に企業倫理委員会を設置し、企業倫理に関する方針・行動基準の遵守状況をモニタリングする体制にしている。
 - ③ コンプライアンス体制の強化を図るために、コンプライアンス担当の執行役員を任命するとともに、コンプライアンスホットライン（内部通報制度）を導入し、グループに働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。
 - ④ 内部監査部門である業務監査室が、各部場における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っている。

- ② 当社では、取締役会を原則として月1回、経営戦略会議を原則として月2回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況がグループ決裁権限規程に基づき、適切に付議・報告されている。また、原則として月1回開催されるグループ経営連絡会にて、重要な決定事項・報告事項が事業会社経営幹部に伝達されている。
 - ③ 当社社長は、事業会社およびその主たる子会社の経営に係る重要な意思決定、業績などについて、事業会社監査役によるモニタリング報告を毎月受けている。
 - ④ 当社社長は、事業会社社長から、概ね四半期毎に業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認している。
 - ⑤ 企業倫理に関する方針・行動基準、リスク管理、コンプライアンスに関する諸規程、企業倫理委員会などによるモニタリング、CSR活動その他事業運営に関わる全ての活動は、グループ内の事業会社を含む主たる子会社に適用範囲が及んでいる。
 - ⑥ 内部監査部門である業務監査室が、グループ内の事業会社を含む主たる子会社に内部監査を実施している。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置している。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役であり、取締役からは指揮命令を受けない。
 - ② 監査役室所属の使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないことにしている。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および報告の方法を定めている。
 - ② 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求めることができる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（業務監査室）および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。
 - ② グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、事業会社監査役と定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

2. 会社の支配に関する基本方針

〔 法令および当社定款第15条の定めに基づき、当社ホームページ（<http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/shoushu/120.html>）に掲載しております。 〕

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績をベースにして、適切な内部留保を図りつつ、継続的な収益拡大による継続的な増配を目指すことを基本方針としています。なお、内部留保資金につきましては、成長戦略の中心と定めている環境・エネルギー、住・くらし、医療関連分野に向けた戦略的な投資や、新規事業創出のための研究開発費など、将来の収益拡大の実現に必要な資金として充当していきます。

以 上

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	(750,277)
流動資産	755,651	流動負債	489,878
現金及び預金	140,319	支払手形及び買掛金	136,407
受取手形及び売掛金	273,414	短期借入金	108,889
有価証券	371	コマーシャル・ペーパー	23,000
商品及び製品	129,898	リース債務	1,522
仕掛品	76,551	未払法人税等	24,085
原材料及び貯蔵品	49,799	未払費用	97,745
繰延税金資産	23,131	前受金	52,346
その他	63,240	修繕引当金	3,239
貸倒引当金	△1,072	製品保証引当金	2,465
固定資産	670,228	資産除去債務	512
有形固定資産	418,354	その他	39,668
建物及び構築物	177,789	固定負債	260,399
機械装置及び運搬具	144,220	社債	25,000
土地	55,243	長期借入金	91,722
リース資産	5,463	リース債務	3,802
建設仮勘定	22,173	繰延税金負債	6,374
その他	13,466	退職給付引当金	107,309
無形固定資産	31,101	役員退職慰労引当金	1,119
のれん	5,087	修繕引当金	2,131
その他	26,015	資産除去債務	3,316
投資その他の資産	220,773	長期預り保証金	18,340
投資有価証券	166,317	その他	1,284
長期貸付金	5,181	(純資産の部)	(675,602)
繰延税金資産	22,005	株主資本	659,357
その他	27,507	資本金	103,389
貸倒引当金	△237	資本剰余金	79,402
資産合計	1,425,879	利益剰余金	478,681
		自己株式	△2,115
		その他の包括利益累計額	4,209
		その他有価証券評価差額金	29,647
		繰延ヘッジ損益	△140
		為替換算調整勘定	△25,299
		少数株主持分	12,036
		負債・純資産合計	1,425,879

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

連結損益計算書 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,598,387
売 上 原 価		1,193,646
売 上 総 利 益		404,741
販売費及び一般管理費		281,814
営 業 利 益		122,927
営業外収益		9,851
受 取 利 息	1,118	
受 取 配 当 金	2,273	
持分法による投資利益	2,212	
雑 収 益	4,248	
営業外費用		14,560
支 払 利 息	3,313	
為 替 差 損	3,880	
訴 訟 関 連 費 用	1,908	
雑 損 失	5,458	
経 常 利 益		118,219
特 別 利 益		1,699
投資有価証券売却益	416	
固定資産売却益	463	
貸倒引当金戻入額	84	
事業譲渡益	736	
特 別 損 失		21,576
投資有価証券売却損	380	
投資有価証券評価損	651	
固定資産処分損	4,879	
減 損 損 失	2,404	
環 境 対 策 費	1,185	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,240	
災 害 損 失	821	
事業構造改善費用	10,016	
税金等調整前当期純利益		98,342
法人税、住民税及び事業税		39,628
法人税等調整額		△2,952
少数株主損益調整前当期純利益		61,667
少 数 株 主 利 益		1,379
当 期 純 利 益		60,288

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

連結株主資本等変動計算書 （平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	103,389	79,403	432,114	△2,017	612,888
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△13,984		△13,984
当期純利益			60,288		60,288
自己株式の取得				△116	△116
自己株式の処分		△0		18	18
連結範囲の変動			307		307
持分法の適用範囲の変動			△43		△43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	46,568	△98	46,469
平成23年3月31日残高	103,389	79,402	478,681	△2,115	659,357

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	36,692	△109	△16,128	20,455	11,346	644,688
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△13,984
当期純利益						60,288
自己株式の取得						△116
自己株式の処分						18
連結範囲の変動						307
持分法の適用範囲の変動						△43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△7,045	△31	△9,170	△16,246	691	△15,555
連結会計年度中の変動額合計	△7,045	△31	△9,170	△16,246	691	30,914
平成23年3月31日残高	29,647	△140	△25,299	4,209	12,036	675,602

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,481
税金等調整前当期純利益	983
減価償却費	841
売上債権の増減額 (△は増加)	△365
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△48
仕入債務の増減額 (△は減少)	136
法人税等の支払額	△253
その他	187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△788
定期預金の預入による支出	△117
定期預金の払戻による収入	68
有形固定資産の取得による支出	△637
無形固定資産の取得による支出	△53
投資有価証券の取得による支出	△76
その他	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	△261
現金及び現金同等物に係る換算差額	△27
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	404
現金及び現金同等物の期首残高	931
非連結子会社の連結化に伴う増減額 (△は減少)	9
現金及び現金同等物の期末残高	1,344

(注) 記載金額は、億円未満を四捨五入して表示している。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	(326,648)
流動資産	220,338	流動負債	184,972
現金及び預金	119	支払手形	3
貯蔵品	128	短期借入金	64,000
前渡金	106	コマーシャル・ペーパー	23,000
前払費用	1,601	1年内返済予定の長期借入金	30,520
繰延税金資産	900	未払金	27,350
未収入金	17,381	未払法人税等	9,297
関係会社短期貸付金	148,866	未払費用	17,107
立替金	51,186	前受金	4
その他の他	80	預り金	2,920
貸倒引当金	△28	代行支払関係支払手形	4,562
固定資産	489,261	その他	6,208
有形固定資産	72,568	固定負債	141,676
建物	19,453	社債	25,000
構築物	2,648	長期借入金	85,980
機械及び装置	1,709	繰延税金負債	17,371
車両及び運搬具	38	退職給付引当金	12,332
工具、器具及び備品	2,042	役員退職慰労引当金	486
土地	46,201	長期預り金	465
建設仮勘定	476	長期預り保証金	42
無形固定資産	3,576	(純資産の部)	(382,952)
ソフトウェア	2,424	株主資本	361,698
特許権等	1,152	資本金	103,389
投資その他の資産	413,117	資本剰余金	79,402
投資有価証券	73,369	資本準備金	79,396
関係会社株式	254,729	その他資本剰余金	6
出資金	12	利益剰余金	181,022
長期貸付金	46	利益準備金	25,847
関係会社長期貸付金	79,646	その他利益剰余金	155,175
長期前払費用	408	特別償却準備金	115
その他	4,917	固定資産圧縮積立金	11,533
貸倒引当金	△11	配当平均積立金	7,000
資産合計	709,600	別途積立金	82,000
		繰越利益剰余金	54,527
		自己株式	△2,115
		評価・換算差額等	21,253
		その他有価証券評価差額金	21,253
		負債・純資産合計	709,600

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

損 益 計 算 書 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		29,009
関 係 会 社 受 取 配 当 金	22,097	
関 係 会 社 不 動 産 賃 貸 収 入	6,913	
営 業 費 用		14,849
一 般 管 理 費	14,849	
営 業 利 益		14,160
営 業 外 収 益		4,483
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,821	
雑 収 益	662	
営 業 外 費 用		3,890
支 払 利 息	2,437	
雑 損 失	1,454	
経 常 利 益		14,753
特 別 利 益		1,519
固 定 資 産 売 却 益	1,519	
特 別 損 失		3,348
投 資 有 価 証 券 評 価 損	947	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	380	
固 定 資 産 処 分 損	1,107	
減 損 損 失	295	
環 境 対 策 費	583	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	36	
税 引 前 当 期 純 利 益		12,923
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△3,043
法 人 税 等 調 整 額		273
当 期 純 利 益		15,694

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

株主資本等変動計算書 （平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	配当平均 積立金
平成22年3月31日残高	103,389	79,396	6	79,403	25,847	161	10,993	7,000
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩						△46		
固定資産圧縮積立金の積立							713	
固定資産圧縮積立金の取崩							△173	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△46	540	—
平成23年3月31日残高	103,389	79,396	6	79,402	25,847	115	11,533	7,000

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益 剰余金						
平成22年3月31日残高	82,000	53,310	179,312	△2,017	360,087	28,108	28,108	388,195
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩		46	—	—	—			—
固定資産圧縮積立金の積立		△713	—	—	—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		173	—	—	—			—
剰余金の配当		△13,984	△13,984	△13,984	△13,984			△13,984
当期純利益		15,694	15,694	15,694	15,694			15,694
自己株式の取得				△116	△116			△116
自己株式の処分				18	18			18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						△6,855	△6,855	△6,855
事業年度中の変動額合計	—	1,216	1,710	△98	1,612	△6,855	△6,855	△5,243
平成23年3月31日残高	82,000	54,527	181,022	△2,115	361,698	21,253	21,253	382,952

（注） 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

会計監査人の監査報告書謄本(連結)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

旭化成株式会社

代表取締役
取締役社長 藤原健嗣 殿

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 笹山勝則 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚啓一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭化成株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭化成株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本(単独)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

旭化成株式会社

代表取締役
取締役社長 藤原健嗣 殿

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 笹山勝則 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚啓一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭化成株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、グループとしての内部統制システムの整備・運用状況、RC（環境保全・保安防災等）の活動状況、関係会社特に海外のリスク管理体制を重点監査項目として設定しました。監査の方法としては、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、各事業会社及び主要な関係会社に対し事業の報告を求めました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人あつた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

なお、当社グループは「持株会社制」を採用していますので、内部監査部門及び事業会社等の監査役と定期的に連絡会を開催し、グループとしての内部統制システムの有効性を確認しております。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

旭化成株式会社 監査役会

常勤監査役 土屋 友 二 ㊟

常勤監査役 中 前 憲 二 ㊟

社外監査役 手塚 一 男 ㊟

社外監査役 青 木 雄 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役伊藤一郎、藤原健嗣、稲田勉、藤原孝二、水野雄氏、水永正憲、瀬戸雄三、児玉幸治、池田守男の9氏全員は、任期1年との定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となり、また平成22年9月14日に取締役山口信夫氏が逝去されたため、取締役10名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、児玉幸治、池田守男、市野紀生の3氏は、法令に定める社外取締役の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
1	伊藤一郎 (昭和17年7月6日生)	74,000株	昭和41年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年2月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役 同専務執行役員 平成17年10月 当社内部統制整備プロジェクト長 兼務 平成18年4月 当社副社長執行役員 平成22年4月 当社代表取締役（現在） 同取締役会長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 アサヒビール株式会社取締役
2	藤原健嗣 (昭和22年2月19日生)	32,000株	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 旭化成ケミカルズ株式会社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役退任、同常務執行役員 平成15年9月 当社常務執行役員退任 平成15年10月 旭化成ケミカルズ株式会社社長執行役員 平成21年4月 当社副社長執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社代表取締役（現在） 同取締役社長（現在） 同社長執行役員（現在）
3	藤原孝二 (昭和24年5月9日生)	44,000株	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成17年4月 当社経理・財務部長兼務 平成18年4月 当社経営戦略室長兼務 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 旭化成ケミカルズ株式会社取締役兼務 同専務執行役員兼務 平成22年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役（現在） 平成23年4月 当社専務執行役員（現在） ●経営戦略・経理財務、内部統制担当

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
4	よし だ やす ゆき 吉田安幸 (昭和23年2月14日生)	16,000株	昭和46年4月 当社入社 平成15年10月 旭化成ライフ&リビング株式会社取締役 同執行役員 平成17年4月 旭化成ファーマ株式会社取締役 同常務執行役員 旭化成メディカル株式会社代表取締役社長兼務 平成18年4月 旭化成ファーマ株式会社専務執行役員 平成18年6月 旭化成メディカル株式会社社長執行役員兼務 平成19年10月 旭化成クラレメディカル株式会社代表取締役社長兼務 同社長執行役員兼務 平成22年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社専務執行役員(現在) 同医療新事業プロジェクト長兼務(現在)
5	いな だ つとむ 稲田勉 (昭和23年11月13日生)	20,000株	昭和47年4月 当社入社 平成15年10月 旭化成ファーマ株式会社取締役 同執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社専務執行役員 平成19年1月 当社執行役員 平成20年4月 旭化成ファーマ株式会社代表取締役社長兼務 同社長執行役員兼務 旭化成クラレメディカル株式会社取締役兼務 旭化成メディカル株式会社取締役兼務 平成22年4月 当社常務執行役員(現在) 同新事業本部長兼務(現在) 平成22年6月 当社取締役(現在) 平成23年4月 当社L I Cプロジェクト長兼務(現在) ●研究開発担当
6	みず の ゆう じ 水野雄氏 (昭和27年4月3日生)	28,000株	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 当社総務部長(現在) 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現在) 平成21年4月 当社上席執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員(現在) ●総務・法務、コンプライアンス担当
7	みず なが まさ のり 水永正憲 (昭和24年2月28日生)	35,000株	昭和46年4月 当社入社 平成15年10月 当社執行役員 平成16年7月 当社延岡支社次長 平成19年4月 当社上席執行役員 同延岡支社長兼務 平成22年4月 当社常務執行役員(現在) 平成22年6月 当社取締役(現在) ●人財・労務担当、コンプライアンス担当補佐

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
8	こ だま ゆき はる 児玉幸治 (昭和9年5月9日生)	17,000株	昭和32年4月 通商産業省入省 平成元年6月 同省事務次官 平成3年6月 退官 平成5年6月 商工組合中央金庫理事長 平成13年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長 平成19年6月 当社取締役(現在) 平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長(現在) 〔重要な兼職の状況〕 HOYA株式会社取締役 株式会社よみうりランド監査役 株式会社東京ドーム監査役
9	いけ だ もり お 池田守男 (昭和11年12月25日生)	7,000株	昭和36年4月 株式会社資生堂入社 平成2年6月 同社取締役 平成13年6月 同社代表取締役執行役員社長 平成17年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役(現在) 平成20年6月 当社取締役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社小松製作所取締役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役 株式会社ワコールホールディングス取締役
10	いち の り お 市野紀生 (昭和16年1月1日生)	5,000株	昭和39年4月 東京瓦斯株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 同社長執行役員 平成18年4月 同社取締役副会長 平成19年4月 同社取締役会長 平成22年4月 同社取締役相談役 平成22年6月 同社相談役(現在)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 児玉幸治氏は、法令に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、豊富な経験と実業界に対する幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

3. 池田守男氏は、法令に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって3年であります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏が平成20年4月より社外取締役に就任している株式会社三越伊勢丹ホールディングスに関し、平成19年12月から平成20年7月にかけて、同社の子会社である株式会社伊勢丹が「カシミア50%、シルク50%」と表示のうえ展開販売した婦人ストールにカシミアが含まれていなかった問題について、平成20年12月10日、公正取引委員会は、同子会社に対して、不当品類及び不当表示防止法第4条第1項の不当表示に該当するものとして排除命令を下しました。同氏は、社外取締役として日頃から同社取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っていましたが、事態判明後においても、同社取締役会での審議を通じて、同社および同子会社を含む同社グループにおける再発防止に向けた法令遵守体制・内部管理体制の強化や社員教育の徹底を推進しております。

4. 市野紀生氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 当社は、児玉幸治および池田守男の2氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
- 当社は、市野紀生氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役手塚一男氏は任期満了となり、また監査役土屋友二氏は辞任いたしますので、監査役2名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、手塚一男氏は法令に定める社外監査役の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の監査役であるときの地位 〔重要な兼職の状況〕
1	かわ さき とし ゆき 川崎 俊之 (昭和26年9月17日生)	14,000株	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 旭化成ケミカルズ株式会社合成ゴム事業部長 平成20年4月 同社執行役員 平成20年6月 日本エラストマー株式会社代表取締役社長兼務 平成21年1月 旭化成ケミカルズ株式会社基礎化学品事業部長兼務 平成23年4月 当社社長付(現在)
2	て づか かず お 手塚 一男 (昭和16年4月7日生)	0株	昭和42年3月 司法研修所終了 昭和42年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所入所(現在) 平成3年4月 第二東京弁護士会副会長 平成7年5月 法制審議会商法部会委員 平成13年1月 法制審議会会社法部会委員 平成19年6月 当社監査役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 キリンホールディングス株式会社監査役 株式会社ブラザクリエイト監査役

(注) 1. 手塚一男氏と当社との間には顧問契約があります。川崎俊之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 手塚一男氏は、法令に定める社外監査役候補者であり、当社の社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって4年あります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待できるため、選任をお願いするものです。

なお、同氏が平成18年3月30日より社外監査役に就任しているキリンホールディングス株式会社に関し、同社の子会社であるメルシャン株式会社は、水産飼料事業における架空売上の計上等により、平成19年度から平成21年度までの3期に亘り、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券報告書および四半期報告書を提出したのとして、審判手続を経て、平成23年2月22日に金融庁より、金融商品取引法第185条の7の規定に基

づき課徴金1,000万円の納付を命じられました。同氏は、日頃からキリンホールディングス株式会社取締役会および監査役会において、法令遵守の視点に立った発言を行っていましたが、当該事実判明後においても、同社取締役会および監査役会での審議を通じて、同社グループにおける再発防止に向けた法令遵守体制・内部管理体制強化のための提言を行っております。

3. 当社は、手塚一男氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役員の員数が法令に定める員数を欠くことになる場合および社外監査役員の員数が監査役員の員数の半数未満となる場合に備え、補欠監査役1名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、小林公司氏は法令に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴 〔重要な兼職の状況〕
こばやし こうじ 小林公司 (昭和17年1月3日生)	0株	昭和41年4月 山田公認会計士事務所入所 昭和42年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和45年5月 公認会計士登録 昭和59年7月 青山監査法人代表社員 プライスウォーターハウス パートナー 平成12年4月 中央青山監査法人代表社員 プライスウォーターハウスコーパース パートナー 平成18年10月 公認会計士小林公司事務所 (現在) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社フェリシモ監査役

- (注) 1. 小林公司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林公司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待できるため、選任をお願いするものです。
3. 小林公司氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第117期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入することにご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、本総会終結の時までとされており、つきましては、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、旧プランの内容を一部改定した（以下、改定されたプランを「本プラン」といいます。）上で更新することといたしたく、ご承認をお願いするものです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が今後持続的に企業価値を向上させていくためには、多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

① 新たな事業へ挑戦する風土

当社は、繊維や基礎化学品から事業を興し、その後社会の変化とともに石油化学、建材・住宅、医療機器・医薬品、さらにはエレクトロニクスへと事業領域を拡大してきました。原料への遡りや川下への事業展開、あるいは既存事業と関連のない飛び地であっても成長が見込まれる領域への進出などに積極果敢に挑戦してきました。これらの経験を通じて培われてきた「挑戦する風土」は、当社を最も特徴付け、個々の事業のライフサイクルを乗り超えて、これからも成長し続けることを可能とする企業価値の源泉の一つであります。

② コーポレートブランド

当社は、創業以来、「人類文化の向上」に貢献することを一貫して追求し、その使命は「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献する」という現在のグループ理念に引き継がれています。このグループ理念のもとに長年にわたって培ってきた「旭化成」というコーポレートブランドは、「ペンベルグ」「サランラップ」「ヘーベルハウス」などの商品ブランドとともに、お客様をはじめ、取引先、従業員、地域社会、そして株主・投資家の皆様にも広く認知されています。このブランド価値は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

③ 多角化企業のシナジー

当社は、化学を基盤とした幅広い技術を独自に発展させて数々のコア・テクノロジーを確立することで、多角的な事業展開を可能にしてきました。そして、多様な知識と経験を有する人財が、異なる事業領域に新しい視点を持ち込み、変化を促して独自の事業競争力をもたらしめています。これらのシナジーを活かして、当社は多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として発展してきました。これらのシナジーは、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

④ キャッシュフロー創出力と財務体質

当社は、多角的な事業展開を行うことで事業リスクを分散しつつ、一方で不断の事業ポートフォリオ再構築を行うことで、「選び抜かれた多角化」を実現し、高いキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を確立してきました。これらは、経済・社会の変化に対応して、今後とも事業を変革、強化・拡大し、あるいは新事業を創出する礎になるとともに、株主への還元に関して、継続的な収益拡大による継続的な増配を可能にするものです。このキャッシュフロー創出力と財務体質は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

当社は、これらの企業価値の源泉を今後も継続的に維持、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

(2) 企業価値向上のための取組み

① 「中期経営計画」による取組み

当社は、平成15年10月に持株会社制へ移行して経営判断の迅速化と事業の自主自立経営の強化を図り、キャッシュフロー創出力を強化してきました。そのキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を基盤として、平成18年度から平成22年度までの5年間にわたる中期経営計画「**Growth Action - 2010**」では、拡大・成長に向けた事業ポートフォリオ転換を図り、グローバル型事業の拡大、国内型事業の高度化に取り組みました。これらの経営を通じ、10年前には200億円前後だった当期純利益が600億円前後となるなど、企業価値の向上に努めました。

さらに今般、当社では、平成23年度から平成27年度までの5年間にわたる中期経営計画の目標達成に向けて取り組んでいます。この中期経営計画では、グローバルリーディング事業の展開を加速させるとともに、「健康で快適な生活」「環境との共生」視点での事業推進を戦略の柱とし、グループ横断的に環境・エネルギー、住・くらし、医療関連分野に経営資源を集中的に投入し、徹底した強化・拡大を図っていきます。

株主の皆様への還元につきましては、連結業績をベースとして適切な内部留保を図りつつ、継続的な収益拡大による継続的な増配を目指すことを基本方針としており、配当性向30%を目安として進めています。

当社は、中期経営計画を迅速、着実に実行することで、企業価値および株主の皆様との共同の利益を一段と増大することができるものと確信しています。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには経営の効率性と透明性を高める努力を絶えず払っていく必要があると考えています。そのための大きな改革が持株会社制に移行したことで、当社は、これ以降のグループ経営におけるコーポレート・ガバナンスを以下の2つの基本に従って機能させています。

- (a) 持株会社制という枠組みにおいて、持株会社の子会社である事業会社が事業執行機能を有し、持株会社がそれに対する監督機能を担う。
- (b) 事業を執行する上での意思決定については、グループ全体を規律する規程類のうちで最上位の効力を有するものと位置付けたグループ決裁権限規程を定め、そこにおいて経営に与える影響度に応じて持株会社および事業会社のそれぞれの機関に権限を分配している。

このような状況を背景に、当社は、社外取締役を複数名（平成19年6月に2名、平成20年6月以降は3名）選任すること、業務監査室・内部統制推進室を設置することなどの様々な施策を講ずることにより、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っています。

今後も、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを推進し、一層の企業価値の向上を目指します。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1. に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断したりするために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、旧プランを導入したものでありますが、これらの事情は現在においても変化はないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本更新を行うことを決定いたしました。

なお、本年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙4「当社の大株主の状況」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式の大量取得行為に関する提案はなされておられません。

(2) 本プランの内容

① 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買取者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者等に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています（詳細については下記②「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付を行う場合や当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、割当期日（下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」(a)に定義されます。）の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます（以下、このような無償割当ての実施を「本プランの発動」といいます。）。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有していた当社の議決権割合は、最大50%希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記⑤「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、独立委員会が本プランの発動を勧告する場合であっても、買収者等が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

② 本プランの発動に係る手続（概要は別紙1「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下(ア)または(イ)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- (ア) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- (イ) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
 - 1. 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - 2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。別段の定めがない限り以下同じとします。
 - 3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
 - 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 - 5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - 6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 - 8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から当該買付説明書を受領した場合には、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- (ア) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
- (イ) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (ロ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- (ハ) 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (ニ) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ホ) 買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針（当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策も含みます。）
- (ヘ) 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律および外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- (コ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(ア) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、下記(イ)で定める独立委員会検討期間内において適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます（以下、独立委員会が当社取締役会に対して情報を提供するように求めた時から独立委員会が回答期限として定めた時までの間を「取締役会検討期間」といいます。）。

(イ) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出されてから原則として最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記(ア)に従い当社取締役会の意見およびその根拠資料並びに代替案等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が直接または間接に、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(ウ) 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、取締役会検討期間または独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、関係諸法令に従い情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記(ア)または(イ)に従った勧告を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(ア) 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得するかもしくは本新株予約権1個当たり当社株式1株を対価として取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

(イ) 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない合理的理由が存すると判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、独立委員会は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、独立委員会より本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を受けた場合であっても、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認いたします。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案を付議いたします。株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が可決された場合、当社取締役会は本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、同議案が否決された場合には、当社取締役会は本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行います。買付者等並びにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議が行われた場合および当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合には、それぞれの決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係諸法令に従い速やかに情報開示を行います。

③ 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記②「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (イ) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ハ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

④ 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主意思確認総会の決議に基づく取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹⁰、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹¹、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹² (以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

10. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
11. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

(ア) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、(i)本新株予約権全てを無償で取得するか、または、(ii)本新株予約権全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。

(イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(ウ) (ア)および(イ)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑤ 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの更新時点における独立委員会の委員は、当社社外取締役2名および社外の有識者1名から構成されます(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの更新時点における独立委員会の委員は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。)

実際に買付等がなされる場合には、上記②「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本プランに定められた手続を履行いたします。

⑥ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

⑦ 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(3) 株主の皆様への影響

① 本プランの更新にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続および名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記(2)②「本プランの発動に係る手続」(d)(7)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得しまたは本新株予約権1個当たり当社株式1株と引き換えに取得する場合があります(この場合の手続等については、当該取得に関する開示資料にて株主の皆様に対しお知らせいたします。)。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2. の取組み）について

上記2.（当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み）に記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3. の取組み）について

① 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

- (b) 株主意思を重視するものであること

上記3. (1)「本プランの目的」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において株主の皆様からご承認されることにより更新されます。

また、上記3. (2)②「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしており、株主の皆様の意思を重視しています。

加えて、上記3. (2)⑥「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

- (c) 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記3. (2)⑤「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

- (d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3. (2)②「本プランの発動に係る手続」(d)および上記3. (2)③「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (2)②「本プランの発動に係る手続」(c)(イ)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

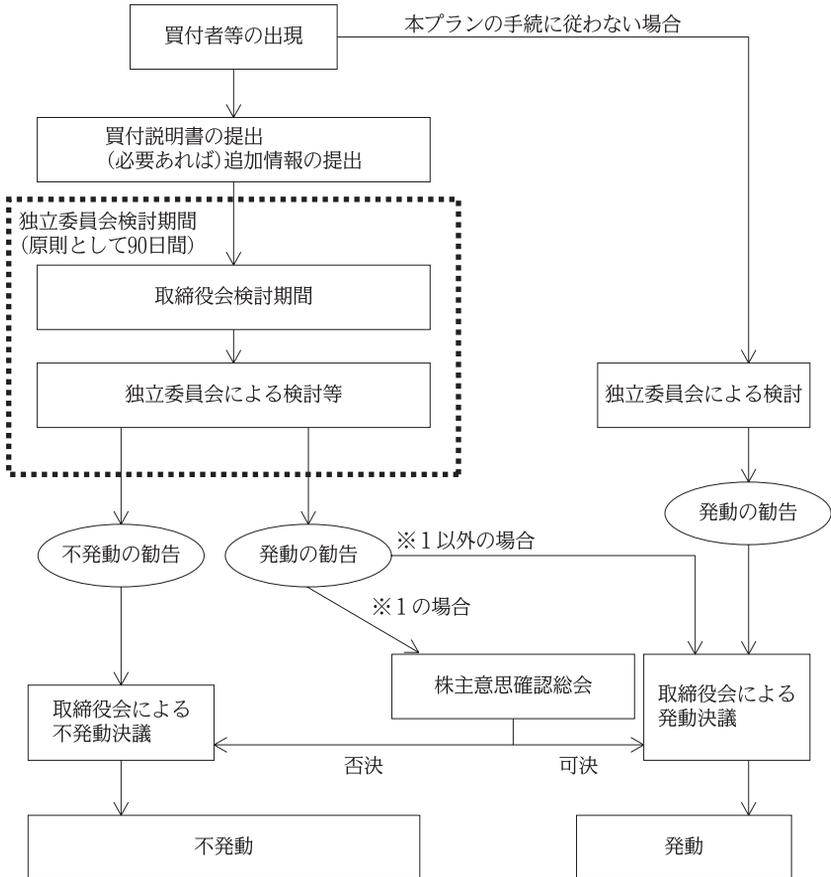
(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3. (2)⑥「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

本プランに係る手続の流れ



※ 1 (i) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合

(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑥ 独立委員会検討期間の延長
- ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
- ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プランの更新時点の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

児玉 幸治（こだま ゆきはる）

昭和32年4月 通商産業省入省
 昭和63年6月 同省産業政策局長
 平成元年6月 同省事務次官
 平成3年6月 同省退官
 平成5年6月 商工組合中央金庫理事長
 平成13年6月 株式会社商船三井取締役
 平成17年6月 H0YA株式会社取締役（現在）
 平成19年4月 株式会社東京ドーム監査役（現在）
 平成19年6月 当社取締役（現在）
 平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長（現在）
 平成20年6月 株式会社よみうりランド監査役（現在）

*同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、本定時株主総会における会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

池田 守男（いけだ もりお）

昭和36年4月 株式会社資生堂入社
 平成2年6月 同社取締役
 平成13年6月 同社代表取締役社長
 平成17年6月 同社取締役会長
 平成17年6月 株式会社小松製作所取締役（現在）
 平成18年6月 株式会社資生堂相談役（現在）
 平成20年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役（現在）
 平成20年6月 当社取締役（現在）
 平成22年6月 株式会社ワコールホールディングス取締役（現在）

*同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、本定時株主総会における会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

白石 真澄（しらいし ますみ）

平成2年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社
 平成14年4月 東洋大学経済学部助教授
 平成16年4月 規制改革・民間開放推進会議委員
 平成16年10月 当社経営諮問委員
 平成18年4月 東洋大学経済学部教授
 平成19年4月 関西大学政策創造学部教授（現在）
 平成22年7月 当社経営諮問委員（現在）

*同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株) (注) 2	持株比率 (%) (注) 3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注) 1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	92,721	6.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注) 1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	79,207	5.67
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	73,000	5.22
旭化成グループ従業員持株会	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地	45,460	3.25
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	35,404	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	25,658	1.84
SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	24,737	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)(注) 1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	21,811	1.56
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	20,269	1.45
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	19,517	1.40
計	—	437,788	31.31

(注) 1. 所有株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の92,721千株並びに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の79,207千株および21,811千株は信託業務に係る株式である。

2. 「所有株式数(千株)」は、千株未満切り捨てで記載している。

3. 「持株比率(%)」は、自己株式を除いて算出している。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成22年9月14日に逝去された故代表取締役名誉会長山口信夫氏に対し、在任中の労に報いるため、「取締役退職慰労金支給内規」に従い、総額38,376万円の退職慰労金（弔慰金を含む）を贈呈いたしたいと存じます。また、本總會終結の時をもって監査役を退任される土屋友二氏に対し、在任中の労に報いるため、「監査役退職慰労金支給内規」および監査役の協議結果に従い、総額2,655万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたしたいと存じます。

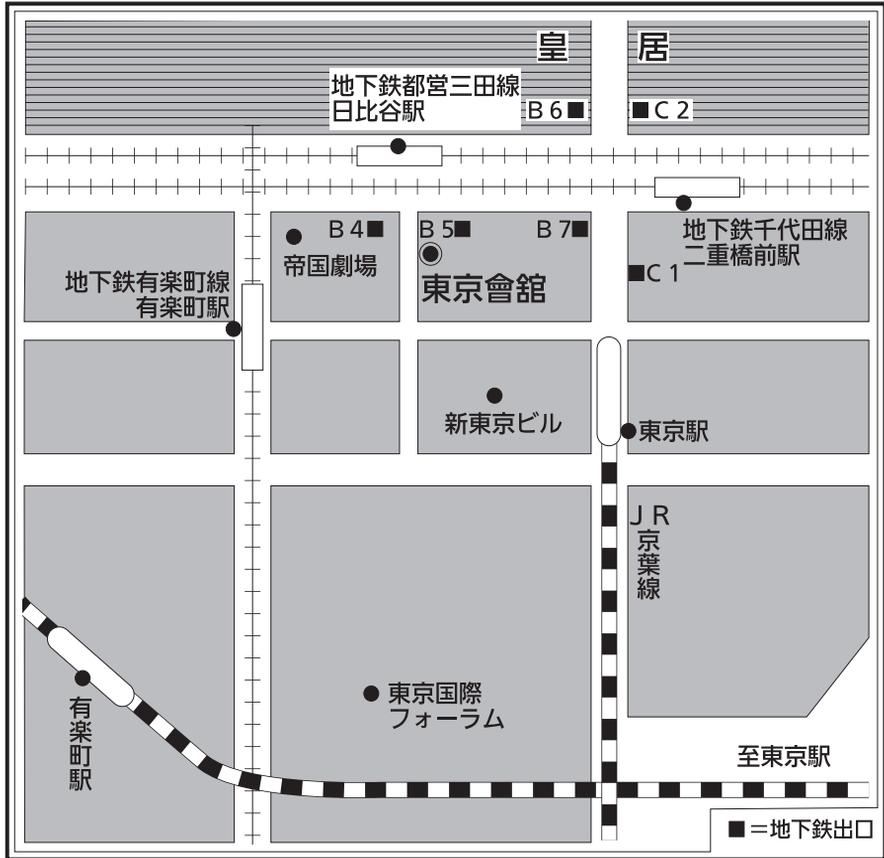
上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やま ぐち のぶ お 山 口 信 夫	昭和51年6月 当社取締役
	昭和53年11月 当社常務取締役
	昭和56年6月 当社代表取締役 同取締役副社長
	平成4年4月 当社代表取締役 同取締役会長
	平成22年4月 当社代表取締役 同取締役名誉会長
	平成22年9月 死亡
	平成16年6月 当社監査役（現在）

以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 9階 ローブルーム
電話 (03) 3215-2111



駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

当社ホームページ <http://www.asahi-kasei.co.jp>